

# 令和6年度 昭島市立拝島第二小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめ防止対策推進法の施行を受け、法第13条の規定にもあるように、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務付けられており、本校の児童一人一人が安心して学校生活を送ることができるよう、学校いじめ防止基本方針を策定した。

## 1 いじめとは

「いじめ」とは、本校の児童に対し、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であり、これらの行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめ問題に対する本校の基本方針

「いじめは、どの学級、どの児童にも起こり得る」という基本認識に基づき、平素から教師による意識的な見守りを行うとともに、児童からの情報を的確に把握することに努める。また、いじめの未然防止の推進に加え、いじめの疑い事例に対して迅速に対応する必要があることから、いじめ対策委員会の活動を充実させ、家庭・地域及び昭島市教育委員会等の関係諸機関と連携し、未然防止・早期発見・早期対応の取組を徹底する。

## 3 本校の取組

### (1) いじめの未然防止

#### 《学校全体》

- ① 日頃から報告・連絡・相談を徹底して行い、一人に対処せず、管理職・生活指導主任・学年に迅速に相談する。
- ② 日直と週番が休み時間等に校舎・校庭看護を必ず行い、情報を提供する。
- ③ 昭島市民科、特別活動の実践を充実させて自己と他者の関わりを通して児童同士の望ましい人間関係の構築を図る。また、道徳教育・人権教育を通して、差別や偏見の防止を図る。
- ④ 全学年で「自殺予防」の取組として「SOSの出し方」についての指導を行う。
- ⑤ 全校朝会等で校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成し、教職員がチームとなって取り組む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通して、児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設ける。

- ⑦ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)
- ⑧ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、教職員間の共通理解を図り、実践力を高める。
  - ・ 児童がいつでも誰にでも相談できる校内体制の充実を図る。
  - ・ 特別活動やセーフティ教室、保護者会、道徳授業地区公開講座等あらゆる機会、**ネット上のいじめ防止のための啓発活動**を行う。
  - ・ 「いじめ問題」の解決に向け、**学校・家庭・地域の連携の必要性**を、学校便り、道徳授業地区公開講座、学校評議員会等で伝え、理解と協力をお願いする。

#### 《学級担任等》

- ① **「いじめは絶対に許されない」との雰囲気**を学級全体に醸成する。
- ② 学級力スタンダードを通して、児童一人一人が学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、**児童との信頼関係を築く**。
- ③ 児童が学級のルールを守ることができるよう、**規範意識の醸成に努める**。
- ④ 一人一人の考えを大切にし、分かりやすい授業づくりに努める。
- ⑤ 児童の思いやりの心や、生命を大切にする心を育む道徳教育の充実を図り、年に2回(ふれあい月間の6月・11月)、いじめに関する授業を行う。
- ⑥ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、いじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。職員会議や校内研修会において、いじめの対処について教職員間で共通理解を図り、**人権感覚、いじめの兆候を察知する力**を付ける。
- ⑦ **本校の課題である「言葉遣い」についての指導を、学校・家庭・地域と協力して行う**。

#### (2) 早期発見のための措置

#### 《学校全体》

- ① 学年会を充実させ、児童の様子の変化など気になる事柄を共有する。
- ② **学校いじめ対策委員会を月に1回**行い、**各学級や学年の児童の様子を報告する**。
- ③ **担任が6月・11月・2月にいじめに関するアンケート調査を実施した上で個別に聞き取り、指導を行い、管理職に報告する**。その上で、経過観察を続けて行う。また、その結果を、学校いじめ対策委員会で分析して、学校としての対応や取組について協議する。
- ④ 児童及びその保護者が、いじめに関する相談を行うことができる体制を整備し、保健室やスクールカウンセラー、巡回相談員等による相談室の利用、電話相談窓口等について周知する。
- ⑤ 全教職員で、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、**児童が示す小さな変化を見逃さないようにする**とともに、気付いたことを共有する場を設ける。(休み時間・放課後の児童との雑談や行動観察、隔週で行う生活指導・特支連絡会等。)
- ⑥ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、保護者からも情報を収集する。

(3) いじめに対する措置(※「4 組織的ないじめ防止及び対応等の流れ」と連動)

【1】早期対応

**校務分掌に「学校いじめ対策委員会」を位置付け、毎月、月末木曜日(原則)に対策委員会を開き情報収集と対応策を協議する。**構成メンバーは、管理職、生活指導主任、学年主任、養護教諭、生活指導部員、スクールカウンセラー、関係教員等とする。

- ① 「学校いじめ対策委員会」に情報を集め、校長が対応を判断する。
  - ・ いじめの情報を受けたときは、迅速かつ正確な情報把握に努める。
  - ・ 把握した情報に基づき、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を決定する。
- ② 被害児童、加害児童、周囲の児童への指導・支援体制を構築する。
  - ・ 被害児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
  - ・ 加害児童に対する組織的・継続的な観察や指導を行う。
  - ・ いじめを報告した児童の安全を確保するための取組を徹底する。
- ③ 昭島市教育委員会や関係機関との連携を進める。
  - ・ 昭島市教育委員会に速やかに報告し、情報を共有するとともに、状況に応じて、SC やSSW、警察関係者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
  - ・ 教育相談室や警察署、児童相談所等関係諸機関と情報を共有し、対応策を協議する。
- ④ 保護者・地域と連携して、早期解決に向けた対応を進める。
  - ・ 家庭訪問(加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応。)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
  - ・ PTAと連携したり、地域の方々に協力を依頼したりする等の具体的な取組を通して、保護者に働きかけるとともに、多くの大人に見守られているという安心感を児童に与える。

【2】重大事態への対処

- ① 重大事態の発生を昭島市教育委員会に速やかに報告し、昭島市教育委員会の指導・支援の下、一体となって対応に当たる。
- ② 昭島市教育委員会の指導・支援の下、学校いじめ対策委員会により、事実関係を明確にするための調査や当該児童、保護者等への対応に当たる。
- ③ **児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。また、重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案においても、その他のいじめ事案についても、必要に応じて昭島警察署と連携を行っていく。(連絡窓口は、生活指導主任)**

#### 4 「組織的ないじめ防止及び対応等の流れ」

